

給水装置工事の指定給水装置工事事業者の指定の失効

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3第2項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定が失効したので、千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程第4条第3号の規定により公示する。

公示日:令和7年9月17日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		失効年月日
				名称	所在地	
第2175号	株式会社 シンビ	千葉県市原市西広六丁目4-49	森 健太郎	株式会社 シンビ	千葉県市原市西広六丁目4-49	令和7年 8月18日